

防衛医科大学校達第6号

看護学科のカリキュラム委員会に関する達を次のように定める。

平成26年4月1日

防衛医科大学校長 三 浦 総一郎

看護学科のカリキュラム委員会に関する達

改正 平成30年 4月23日達第 9号
令和 5年 6月30日達第 3号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校医学教育部看護学科の運営並びに改善を行うために、看護学科カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 医学教育研修センター長

(2) 委員

ア 学生部学生課長

イ 看護学科長

ウ 医学科の学科目を担当する教官から若干名

エ 看護学科の講座を担当する教官から若干名

オ 看護学科の学生から若干名

2 前項第2号中ウからオまでに掲げる委員は学校長が指名する。

3 学校長は、第1項に規定する者以外の者を加えることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、学校長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議する。

(1) 看護学科のカリキュラムの運営及び改善に関すること。

(2) 看護学科の教科内容の調整に関すること。

(3) 看護学科のその他カリキュラムに関すること。

(開催)

第4条 委員会は、必要に応じ、その都度、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の規定により委員会を招集しようとする日時、学生委員（第2条第1項第2号オに掲げる委員をいう。以下この項において同じ。）の授業、実習又は訓練がある場合には、学生委員を招集しないものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長の指定する者をもって構成するカリキュラム改

編のための作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。

2 医学教育研修センター事務部は、委員会の審議事項及び学校長への答申について、あらかじめ、副校長（教育担当）の了承を得るものとする。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。